

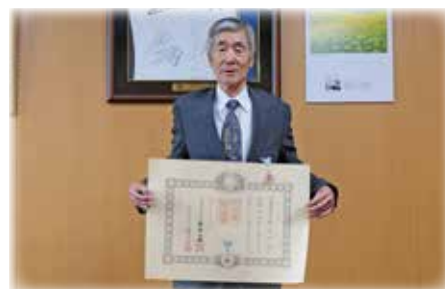
春の叙勲 藤原 和夫氏に瑞宝単光章

6月3日、令和4年春の叙勲の伝達式が総合庁舎で執り行われ、及川町長から勲記と勲章が手渡されました。

瑞宝単光章を受章した藤原氏は、昭和50年に「国勢調査」の調査員として任命されて以来、令和2年まで45年（計10回）の長きにわたり調査員として従事され、国勢調査以外にも「経済センサス」「農林業センサス」「工業統計」「商業統計」などの各種統計調査にも協力していただきました。

また、旧早来町役場時代から町職員として40年以上勤務し、林務や財政、管財などに関する職務に従事してきました。平成29年からは民生委員としても従事しており、地域福祉推進の担い手として活動していただいています。

受章した藤原さんは「若い頃から続けてきたから受章につながりました。当時の担当者、協力してくれた方に感謝しています」と喜びを語り、「当時（の国勢調査）は直接各家庭に出向いて聞き取り調査を行うことが多かったです」と振り返ってくれました。



マイナポイント第2弾について

令和4年1月1日からマイナポイント第2弾が開始されています。マイナンバーカードの取得や活用に応じてマイナポイント（1人当たり最大20,000円相当）が付与される国の事業です。

マイナポイント第2弾対象者

- ①マイナンバーカードを取得された方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方（カードをこれから取得される方も含む）に最大5,000円相当のポイントが付与されます。
- ②マイナンバーカードの健康保険証利用申し込みを行った方に7,500円相当のポイントが付与されます。
- ③公金受取口座の登録を行った方に7,500円相当のポイントが付与されます。

※①②③の対象となるマイナンバーカードの申請期限は令和4年9月末までです。

マイナポイント取得方法

- ・①についてはマイナポイント申し込み完了後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると、決済額の25%分のポイント（上限5,000円相当）が付与されます。
- ・②③については令和4年6月30日よりマイナポイントの申し込み・付与が開始されています。
※健康保険証利用申し込み、公金受取口座の登録だけではポイントを受け取れませんので、必ずマイナポイントの申し込み（キャッシュレス決済サービスとの連携）を行ってください。

マイナポイントの予約・申し込みは、スマートフォンやパソコンから手続きできます。お持ちでない方は、総合庁舎および総合支所に手続き用のパソコンを用意していますのでご利用ください。

必要なもの

- ・マイナンバーカード ・利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁の数字）
- ・マイナポイントの申し込みを行うキャッシュレス決済サービス（決済サービスID、セキュリティコード）

問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎ 2940

住民サービス課住民サービスグループ ☎ 2411